

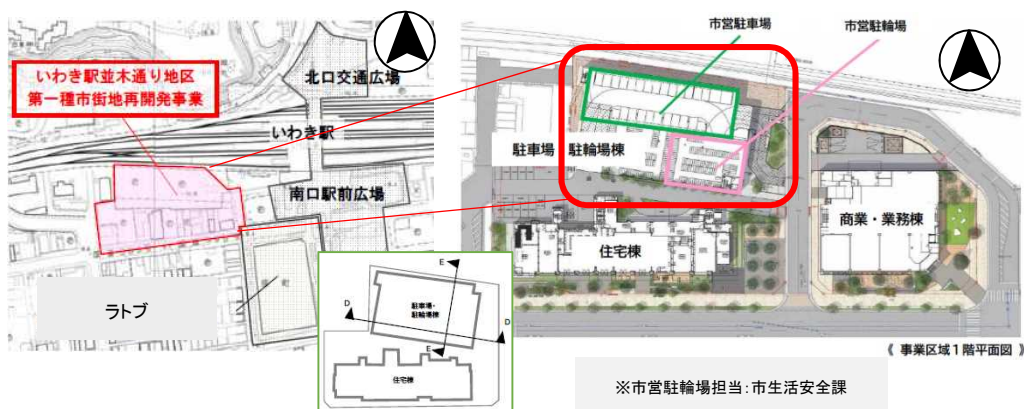
いわき市並木の杜駐車場 定期使用案内

1. 駐車場の案内

- (1) 名 称：いわき市並木の杜駐車場
- (2) 所在地：いわき市平並木の杜1番地
- (3) 駐車場概要

当該駐車場は、いわき駅並木通り地区市街地再開発事業に伴い整備された立体駐車場です。同じく再開発事業において整備された住宅棟居住者用駐車場と共同の建物であり、市営駐車場は、1階から3階（居住者専用ゲートまで）で、時間使用（100台）のほか、定期使用（21台）が可能です。

構造	鉄骨造5階建（うち市営駐車場1～3階部分の一部）
面積	1,756.38 m ²
収容台数	121台（時間使用100台、 <u>定期使用21台（うち軽自動車専用2台）</u> ）



《 駐車場立面図 》



2. 使用案内

(1)定期使用枠台数

21 区画（普通・小型・軽自動車枠：19 台、軽自動車専用枠：2 台）

(2)募集形態 随時募集（満車の場合がありますので、事前にお問い合わせください）

※満車の場合、仮申込みをいただくことで、順番待ちをすることができます。

※仮申込み（順番待ち）をキャンセルする場合、他のお待ちの方にも関わりますので、必ずご連絡ください。

[問い合わせ先]

いわき市 都市建設部 都市整備課 管理係 0246-22-7530

(3)手続き

市役所窓口（市役所本庁舎 6 階 都市整備課 管理係）において、定期駐車券を購入いただくことで、駐車場を定期使用することができます。

満車の場合がありますので、事前に空き状況をご確認の上、窓口において、「定期駐車券購入申込書（第 1 号様式）」を記入し、購入する定期駐車券の種類に応じた使用料を支払い、定期券を受け取ってください。

申込書への記載事項は、申込者住所・氏名・電話番号、購入する定期駐車券の種類、車種、車名、自動車登録番号、自動車所有者の住所・氏名、緊急連絡先です。

定期駐車券の使用料のお支払いは、窓口での現金による支払いのほか、市が発行する納入通知書により、金融機関で納入することも可能ですので、納入通知書をご希望の場合、お申し出ください。

(4)定期駐車券の種類と使用料

種類	使用料
1 月券	19,800 円
3 月券	56,500 円
6 月券	107,000 円
12 月券	190,100 円

〈参考〉時間使用料金

区分	金額
～40 分	無料
40 分超～1 時間まで	200 円
1 時間超、30 分までごとに	100 円加算
24 時間までごとに	上限 1,000 円

※使用期間が 1 月に満たない場合であっても、日割り計算は致しません。

(5)定期券の更新

有効期限の月の 1 日から 20 日までに、市役所本庁舎 6 階 都市整備課管理係に「定期駐車券購入申込書（第 1 号様式）」を提出し、購入する定期券の種類に応じた金額を支払い、定期券を受け取ってください。

※ただし、1 日または 20 日が閉庁日の場合は、翌開庁日となります。

※電話による受付は行いません。

なお、使用期限までに継続のための定期駐車券の購入手続きがない場合、新規の使用希望者に対して定期駐車券の販売を開始するため、引き続き定期使用できない場合がありますので、ご注意ください。

3. 駐車場使用方法

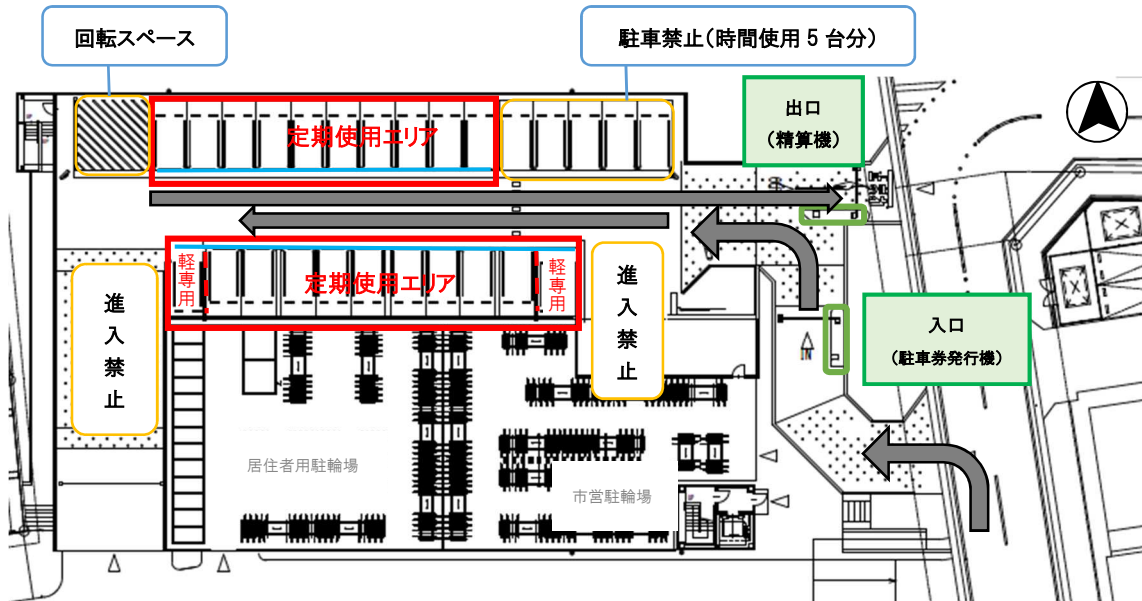
(1)入場方法

入口ゲートに設置している駐車券発行機に「定期券」を挿入し、ゲートバーが開いてから入場してください（定期券の取り忘れにご注意ください）。

(2)駐車位置（1 階）

駐車区画前面に青色の線が描かれている区画の空いている枠に駐車してください（※普通・小型・軽自動車枠 19 台と、軽自動車専用枠 2 台は駐車区画が分かれておりますので、それぞれ異なる枠へ駐車しないようにご注意ください）。

定期使用エリア以外は、時間使用区画ですので、絶対に駐車しないでください。



(3)退場方法

1 階出口ゲートに設置している精算機に定期券を挿入し、ゲートバーが開いてから退場してください（取り忘れにご注意ください）。

4. 購入申込書の記載事項の変更

定期駐車券購入後に、住所、氏名、電話番号、車種、車名、自動車登録番号、自動車所有者の住所・氏名に変更が生じた場合には、「定期駐車券購入申込書記載事項変更届（第 2 号様式）」の提出が必要になります。

5. 禁止事項

- (1)申込みされた使用者及び自動車以外の使用はできません。
- (2)定期使用エリア以外には駐車しないでください（3(2)参照）。
- (3)定期駐車券を他人に貸与し、又は譲渡することは禁止いたします。

6. 定期使用の取りやめ

- (1)定期利用期間に使用を取りやめる場合には、速やかに定期駐車券を返還してください。
- (2)定期駐車券の残使用期間（月単位による）が1月以上（ただし、12月券は2月以上）ある場合は、定期駐車券の種類及び返還対象月数によって、別表「駐車場定期駐車券使用料還付金計算表」に記載している額を還付いたします（日割り計算は行いませんのでご注意ください）。
- (3)還付を希望する方は「定期駐車券使用料返還申請書（第5号様式）」の提出が必要になります。なお、還付金は請求者の指定する金融機関口座（本人の口座名義に限ります。）に振り込みいたします。

7. 定期駐車券の再発行

- (1)定期駐車券を紛失、又は破損、汚損した場合は、再発行をいたします。
- (2)再発行を希望する場合は、「定期駐車券再発行申請書（第3号様式）」の提出が必要になります。ただし、破損又は汚損した場合は、当該定期駐車券を添付して申請していただきます。
- (3)再発行は有償（2,200円）となります。

8. 使用の拒否

定期駐車券を不正に使用した場合は、有効期間中であっても、以後における駐車場の使用を拒否することがあります。

- (1)「定期駐車券購入申込書（第1号様式）」又は「定期駐車券購入申込書記載事項変更届（第2号様式）」に記載した内容に異なる使用をした場合
- (2)故意に定期駐車券の内容を改変して使用した場合
- (3)定期駐車券を他人に貸与し、又は譲渡した場合
- (4)その他、不正駐車の手段として使用した場合

【駐車場使用の注意事項】

1. 使用できる自動車

普通自動車、小型自動車及び軽自動車（軽自動車専用2台有）

（積載物も含め、長さ5m以下、高さ2.1m以下及び幅1.95m以下）

ただし、次のいずれかに該当するときは、利用できません。

- (1)使用者が駐車場の施設もしくは設備又は駐車中の自動車を損傷し、又は滅失する恐れがあるとき
- (2)使用者が自動車に引火性又は発火性の物品その他の危険物を積載しているとき
- (3)前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障あると認めるとき

2. 使用の制限

駐車場の工事や修繕、その他やむを得ない理由があるときは、駐車場を利用できない場合があります。

3. 事故等の免責

駐車場における事故、盗難及び天災若しくは不可抗力による損害については、市はその責めを負いません。

4. 損害賠償

使用者の故意又は過失により、駐車場の施設又は設備を損傷又は滅失させた場合はその損害を賠償していただくか、又は原状に回復していただくことになります。

5. 使用上の注意

必ず駐車枠に駐車してください。駐車枠ではない場所に駐車した場合は、不正駐車とみなし、以後の使用を拒否します。

6. その他

「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づく保管場所の証明（車庫証明）はいたしません。